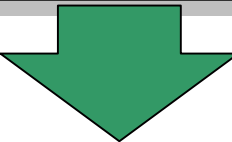


# 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について

【平成 17 年 5 月 9 日 大阪府環境審議会答申資料】

## 制度化検討の背景

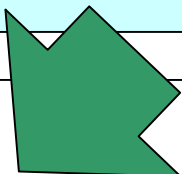
- 京都議定書が今年 2 月 16 日に発効し、温室効果ガスの削減が世界的に進められていく状況
- 大阪市域ではこの 100 年間に全国平均を上回り、気温が約 2.1℃上昇し、真夏日や熱帯夜の日数もここ 20 年間で著しく増加
- 大阪府は、地球温暖化とヒートアイランドという 2 つの温暖化現象に直面



## 制度化の基本方向 - 3つの方向 -

地球温暖化、ヒートアイランド現象を防止するため、実行可能な対策を早急に推進する観点から、次の 3 点について検討を行った。

<p><b>事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2002 年度現在、二酸化炭素排出量のうち、約 69%が事業活動により排出</li> <li>● 特に、業務部門は 1990 年度から 47.5%、運輸部門は 20.8%増加</li> </ul> <p>⇒エネルギーを多量に消費する事業者を中心に、温室効果ガスの排出等の削減を図る仕組みが必要</p>	<p><b>建築物の環境配慮を促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱負荷量の約 45%が建築物及びその敷地への蓄熱による</li> </ul> <p>⇒建築物における蓄熱の防止、省エネルギー等をはじめとする広範囲な環境配慮を促進する仕組みが必要</p>	<p><b>建築物の敷地等における緑化を促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の持つ多面的な効用を活かしながら、ヒートアイランド対策として都市緑化を促進することが必要</li> </ul> <p>⇒都市の中で大きな構成を占める建築物の敷地等において、着実に緑化を図る仕組みが必要</p>
---	--	---



## 建築物の環境配慮制度の内容

対象	一定規模の新增改築される建築物 (延床面積 5,000 m <sup>2</sup> を超えるものを想定)
手続き	府 : 建築物の環境配慮に関する指針を作成 建築主 : 建築物の環境計画書及び工事完了報告書を届出 (環境配慮の取組の計画やその評価 ⇒ 総合的な評価方法 CASBEE を活用) 府 : 計画内容・評価結果を公表、優良建築物に対する 顕彰等も想定
実効性の確保	環境計画書・工事完了報告書の届出がない場合 ⇒勧告 ⇒ 勧告拒否等⇒ 氏名公表

## 留意事項

建築物の環境配慮措置の評価方法は、国土交通省などが開発した建築物総合環境性能評価システム (CASBEE 新築 (簡易版)) を基本に、

- ・ 府の施策の重要性などを考慮して、独自の手法を構築すること。その際、
- ・ 地球温暖化やヒートアイランド対策が重点的に評価されるよう検討すること
- ・ ヒートアイランド対策を評価する CASBEE-HI も踏まえて評価方法を検討すること

## 制度のあり方

法的位置付けが明確な条例によるものとするべき